

家庭用温水暖房契約
(選択約款)

平成30年7月16日



青 森 ガ ス 株 式 会 社

目 次

1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	1
4. 契約の締結	1～2
5. 使用量の算定	2
6. 料金	2
7. 単位料金の調整	3～4
8. 精算	4
9. 設置確認	4
10. その他	4
付 則	4
別 表	5～7

1. 目的

この選択約款は、家庭用の温水機器及び暖房機器の普及を通じ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 用語の定義

- (1) 「温水機器」とは、ガスをエネルギー源として使用し、温水を作る機能を有した燃焼機器をいいます。
- (2) 「暖房機器」とは、ガスをエネルギー源として使用し、温水機器によって作った温水を利用して暖房をする機能を有した機器・装置のことをいいます。
- (3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所等の業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所等の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「消費税相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「単位料金」とは、7に定める基準単位料金（税抜）または調整単位料金をいいます。
- (6) 「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法 63 条の 2 の規定に基づき記載するものです。
- (7) 「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

3. 適用条件

この選択約款は、家庭用温水機器・暖房機器を次のいずれかの条件で使用しお客さまがこの選択約款による契約を希望する場合に適用いたします。

- ① 専用住宅で使用する。
- ② 一需要場所におけるガスメーターの能力が 10 立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する。

4. 契約の締結

- (1) お客さまは、この約款を承諾のうえ、当社に申し込んでいただきます。当社がこの申し込みを承諾したときに、この選択約款に定めるガスの供給および使用に関する契約が成立いたします。
- (2) 申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。

- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
- ① ガス小売供給約款または他の選択約款から契約を変更した場合は、お客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日から、その申込日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ② 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
ただし、上記①、②の契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は契約満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算日として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。
- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の選択約款（ガス小売供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

5. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

6. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長します。
- (2) 当社は、別表の料金表（料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）または7の規定により調整単位料金を算出した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

7. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表の2(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金(税抜)} + 0.085 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金(税抜)} - 0.085 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

(備考)

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

84,650円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表の2(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(計算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9330 \\ &+ \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 0.0727 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社事業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

8. 精算

この選択約款を契約して使用されているお客さまで、3の適用条件を満たさないでガスを使用の場合、当社は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼってガス小売供給約款に定める遅取料金（税込）とすでにお支払いいただいた料金（税込）との差額を徴収いたします。

9. 設置確認

当社は、温水機器および暖房機器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。立ち入りを承諾していただけない場合は、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはこの選択約款を解約してガス小売供給約款を適用いたします。

10. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施期日

平成 29 年 4 月 1 日からいたします。

平成 30 年 6 月 1 日改定実施いたします。

平成 30 年 7 月 16 日改定実施いたします。

(別 表)

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから16立方メートルまでの場合に適用いたします。
(ガス小売供給約款に定める料金の料金表A)

料金表B 使用量が16立方メートルを超え50立方メートルまでの場合に適用いたします。
(ガス小売供給約款に定める料金の料金表B)

料金表C 使用量が50立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金(税抜)と従量料金(税抜)の合計といたします。
- (2) 従量料金(税抜)は、基準単位料金又は7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

位料金を適用いたします。

- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表A

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	939.60円(税込)
	870.00円(税抜)

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	249.1776円(税込)
	230.72円(税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金(税抜)をもとに7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,404.00円(税込)
	1,300.00円(税抜)

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	220.1472円(税込)
	203.84円(税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金(税抜)をもとに7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	3, 7 8 0. 0 0円 (税込)
	3, 5 0 0. 0 0円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 4. 8 2 7 2円 (税込)
	1 2 4. 8 4 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金 (税抜) をもとに7の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。